

<h1>静岡市報</h1>	<p>No. 5</p> <p>静岡市葵区追手町5番1号</p> <p>発行所 静岡市役所</p> <p>編集兼発行人 静岡市長</p> <p>発行日 毎月1日・随時</p>
---------------	---

目 次

規 則

- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 6

告 示

- 静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正
 ・・ 9

規 則

静岡市規則第8号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年8月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項中「条例第8条第2項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられる勤務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において勤務すること」を「時間外勤務」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第10条の4 任命権者は、職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定において、同条第2項第1号の労働者として定められた職員を除く。以下この条において同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

（1）次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア）1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

（イ）1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア）1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

（イ）ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、任命権者が別に定める期間において任命権者が別に定める時間及び月数

（2）他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月

2 任命権者は、特例業務（災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。任命権者が別に定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として任命権者が別に定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第20条及び第26条の3第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年12月31日までの間におけるこの規則による改正後の静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第10条の4第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（令和元年8月以後の期間に限る。）」とする。

(令和元年度における時間外勤務を命ずる月数の上限の特例)

3 改正後の規則第10条の4の規定にかかわらず、令和元年度における時間外勤務を命ずる月

数の上限については、同条第1項第2号エ中「1年」とあるのは、「1年（令和元年8月以降の期間に限る。）」とする。

静岡市規則第9号

静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年8月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市個人情報保護条例施行規則（平成17年静岡市規則第167号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第6条第1項第5号」を「第6条第1項第6号」に改める。

様式第1号中

「

心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 性格・性質
経済状況	<input type="checkbox"/> 財産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助
その他	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> その他（ ）

を

」

「

心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 性格・性質
経済状況	<input type="checkbox"/> 財産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む。 <input type="checkbox"/> 含まない。
	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴
	<input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害があること。
	<input type="checkbox"/> 医師等により行われた健康診断等の結果
	<input type="checkbox"/> 医師等による指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
	<input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続が行われたこと。
	<input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> その他（ ）

に

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第215号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 静岡市指定金融機関の表中

「

株式会社清水銀行 静岡支店	静岡市葵区金座町 21番地の1	本店、支店及び 出張所	西暦の遇数年の4月1日 から翌年3月31日まで
---------------	--------------------	----------------	----------------------------

を

」

「

株式会社清水銀行 静岡支店	静岡市葵区金座町 21番地の1	本店、支店及び 出張所	西暦の偶数年の4月1日 から翌年3月31日まで
---------------	--------------------	----------------	----------------------------

に

」

改める。

2 静岡市指定代理金融機関の表中

「

静岡信用金庫 本店	静岡市葵区相生町1番1号	支店
-----------	--------------	----

を

」

「

しずおか焼津信用金庫 本店	静岡市葵区相生町1番1号	支店及び出張所
------------------	--------------	---------

に

」

改める。

3 静岡市収納代理金融機関の表中

「

三菱ユーエフジェイ信託 銀行株式会社 静岡支店	静岡市葵区紺屋町6番地の11	本店、支店及び出 張所
----------------------------	----------------	----------------

を

焼津信用金庫 静岡支店	静岡市葵区鷹匠三丁目23番6号	本店及び支店
-------------	-----------------	--------

「

三菱ユーエフジェイ信託 銀行株式会社 静岡支店	静岡市葵区紺屋町6番地の11	本店、支店及び出 張所
----------------------------	----------------	----------------

に

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。